

第94号 (令和7年5月1日)



日本年金機構

Japan Pension Service

編集責任者 事業推進統括部
部長 田谷 和之

➤ 日本年金機構ホームページ

日本年金機構

検索

<https://www.nenkin.go.jp/>

➤ 日本年金機構公式X (旧Twitter)

アカウント (@Nenkin_Kikou)



かけはし

はじめに

皆さま、こんにちは！5月号の「かけはし」をお届けします。

さて、本号では、国民年金保険料収納業務の民間委託（市場化テスト）、公的年金からの介護保険料等の特別徴収における情報交換の留意事項、住基連動による死亡保留の業務スケジュールのお知らせ、地域型年金委員制度のご案内について掲載しています。

障害年金講座では、障害認定日についてお伝えしています。

ぜひ日々の業務にお役立てください。

目次

■ はじめに	p.1
■ 機構からの連絡	p.2
■ 各種取組事業のスケジュールについて	p.2
■ 国民年金保険料のご案内を民間委託しています	p.3
■ 特別徴収事務ご担当者様へ	p.4
■ 住基連動による死亡保留の業務スケジュールのお知らせ	p.6
■ 地域型年金委員制度のご案内	p.7
■ 障害年金講座	p.12
■ 地域の独自情報	p.18
■ 編集後記	p.18

機構からの連絡

各種取組事業のスケジュールについて

(事業推進統括部)

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

日本年金機構において、令和7年4月から令和7年7月に実施を予定している取組事業や各種発送物の送付時期につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

※ 変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【記号の区分】

■ (定例) …毎年定例の実施分 ● (単発) …今回限りの単発実施分 ▲ (新規) …新規の実施分

令和7年 4月

- (定例) 国民年金保険料納付書の送付 (4月定時分)
- (定例) ①令和7年度分の国民年金保険料学生納付特例申請書 (ターンアラウンド様式) 送付
- (定例) ②過年度分の国民年金保険料免除・納付猶予申請書 (ターンアラウンド様式) 送付
→ 上記①・②の詳細は、「かけはし」第93号をご確認ください。

令和7年 6月

- (定例) 統合通知書 (年金振込通知書・年金額改定通知書) の送付
- (定例) 年金生活者支援給付金統合通知書 (給付金振込通知書・給付金額改定通知書) 送付
- ▲ (新規) 年金請求書受付時において公金受取口座への登録意思に係る確認事務を開始

令和7年 7月

- (定例) 年金生活者支援給付金受給者等の令和6年所得情報等の日本年金機構への回付

国民年金保険料のご案内を民間委託しています

(国民年金部)

国民年金保険料収納業務の民間委託（市場化テスト）について

日本年金機構は、国民年金保険料の納め忘れがある方に対する「電話や文書による納付案内と免除・猶予制度の申請手続きの案内、その他口座振替等の案内」について、民間委託を実施しています。

民間事業者では、お客様の状況に応じて電話や文書による督促を行っています。

民間事業者と担当地区は次のとおりです。

民間事業者	担当地区
アイヴィジット・NTT印刷共同企業体 【お問い合わせ先】 ・ 電話番号 0570-550-987 0570-200-855 0570-783-284 0570-021-781 （IP電話からは 03-3941-3162） ・ 受付時間 9時00分～21時00分（土曜・日曜・祝日可） ※年末年始は除く。	北海道 青森県 岩手県 秋田県 宮城県 山形県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 新潟県 長野県 千葉県 富山県 石川県 愛知県
(株)ボックスグループ 【お問い合わせ先】 ・ 電話番号 0800-8087000 0800-6000600 ・ 受付時間 8時30分～21時00分（土曜・日曜・祝日可） ※盆・年末年始は除く。	埼玉県 東京都 山梨県 神奈川県 静岡県 岐阜県 三重県 福井県 滋賀県 京都府 兵庫県 大阪府 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

◎ 民間事業者及び実施事業の詳細については、日本年金機構ホームページをご覧ください。

トップページ》年金の制度・手続き》国民年金》国民年金の保険料》国民年金保険料の収納業務の業者委託》民間業者委託について（概要、入札実施要領等）》国民年金保険料のご案内は、民間事業者に委託しています

特別徴収事務ご担当者様へ

(特定事業部 年金支払調整グループ)

例年、特別徴収依頼通知(年次)が日本年金機構に正しく送信されないことにより、正常に処理ができず、多くの受給者の方へご迷惑をおかけする事態が発生しております。
このような事態を防止するためにも、介護保険料等の特別徴収担当課へ、必ず回覧ください。
個人住民税の特別徴収が課税担当課で行われている場合は、そちらにも回覧ください。

公的年金からの介護保険料等の特別徴収における情報交換の留意事項

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

公的年金からの特別徴収は、特別徴収依頼通知処理(年次)と各種異動情報(月次)に基づき行っており、国民健康保険団体連合会、国民健康保険中央会及び地方税共同機構(以下「経由機関」という。)を通じて日本年金機構へ通知をいただいているところです。

その中でも、特別徴収依頼通知処理(年次)の情報交換は、1年間の特別徴収の実施の可否や徴収金額をお知らせいただく大変重要な通知となります。何らかの理由により日本年金機構において特別徴収依頼情報が収録できなかった場合、その対象者については特別徴収を行うことができなくなり、**普通徴収**でご対応いただく事になります。

以下に留意事項と過去の事例を掲載しますので、特別徴収依頼通知処理(年次)においては細心の注意を払い、通知の作成及び送信を行ってくださいますようお願いいたします。

★特別徴収依頼通知処理(年次)における留意事項★

1. 期限までに依頼通知を送付できているかご確認ください

【事例】特別徴収の開始を依頼するため、特別徴収対象者(コード01-01)として特別徴収依頼通知を作成したが、(委託業者が)経由機関へのデータ送信を漏らしてしまっ

2. 取り扱う依頼通知の年度が正しいかご確認ください

【事例①】特別徴収依頼通知を作成する際、日本年金機構から受信した当年の特別徴収対象者通知(コード00-01)ではなく、前年の特別徴収対象者通知に基づいて特別徴収依頼通知を作成してしまった。

【事例②】当年に作成した特別徴収依頼通知を送信すべきところ、システム操作の誤り等により、前年に作成した特別徴収依頼通知を送信してしまった。

3. 作成時の仕様をご確認ください

【事例】特別徴収依頼通知を作成する際、日本年金機構から受信したデータを基に作成するが、変更してはいけない氏名、生年月日、住所等を変更して作成してしまった。

4. 作成した依頼通知の内容に誤りがないかご確認ください

【事例①】特別徴収の開始を依頼するため、特別徴収対象者(コード01-01)として特別徴収依頼通知を作成すべきところを、システム操作の誤り等により、特別徴収非対象(コード01-03)として作成してしまった。

【事例②】75歳未満で、後期高齢者医療保険料の特別徴収を依頼する場合は、後期移管コード欄に「1」を設定すべきところ、設定を漏らしてしまった。

なお、特別徴収依頼通知処理(年次)は当年10月から翌年8月までの特別徴収が対象です。また、各種異動情報(月次)は、毎月のとおり通知の送付が必要です。例年、6月又は8月の支払について、停止処理などの送付漏れが発生しておりますので、あわせてご注意ください。

！ご注意ください «「死亡」を原因とする資格喪失等通知に関する注意点»！

資格喪失等通知は、下記の事由ごとに作成いただく必要がありますが、資格喪失等通知について、誤って死亡として通知（コード41-01）してしまったという内容の問い合わせが相次いで発生しています。資格喪失等通知（死亡）を通知すると、公的年金からの特別徴収を停止するとともに、**年金の支払いも停止**しますので、通知の際は十分ご注意ください。

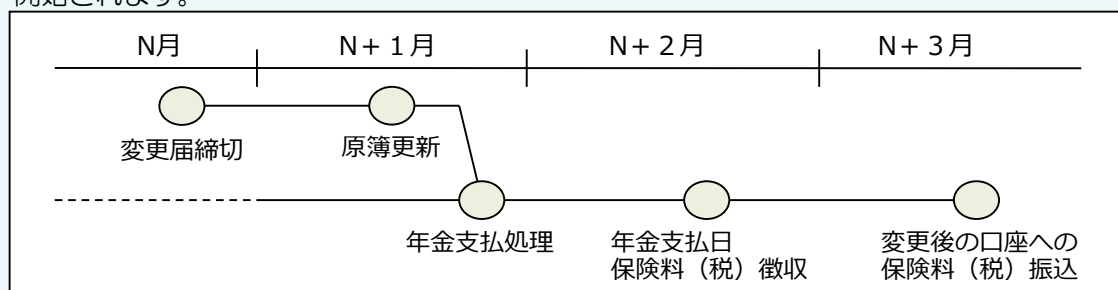
上記のような誤りを防止するため、市区町村において定められている手順に従い、正確に資格喪失等通知を作成いただくとともに、特に資格喪失等通知（死亡）においては、対象者及び事由に誤りが無いことを十分にご確認いただくようお願いいたします。

41-01	資格喪失等通知（死亡）
41-02	資格喪失等通知（転出）
41-03	資格喪失等通知（市町村の特別事情）
41-04	資格喪失等通知（適用除外）

「振込先金融機関変更届」の口座変更スケジュールについて

特別徴収した保険料（税）の振込先金融機関に変更がある場合（金融機関の統廃合等も含む）には、振込先金融機関変更届の提出が必要です。なお、個人名を含んだ口座名義（例：会計管理者〇〇 △△）を使用する場合には、人事異動等による口座名義変更の都度提出が必要となりますが、提出漏れや提出時の不備により処理が間に合わずに振込不能となる恐れがあるため、**効率化の観点からも、個人名を含まない口座名義（例：会計管理者）とされることをお勧めします。**

※「振込先金融機関変更届」が機構に到着してから、概ね3か月後に、変更後の口座への振込が開始されます。



届書様式及び詳細は、下部でご案内している日本年金機構ホームページの「特別徴収に関するQ & A」より、ご確認くださいませよう、お願いいたします。

【市区町村様からのお問合せ先】

日本年金機構 特定事業部 年金支払調整グループ（03-5344-1100（代表））

【年金受給権者様からのお問合せ先】

お近くの年金事務所または、ねんきんダイヤル（0570-05-1165）

また、日本年金機構ホームページ（<https://www.nenkin.go.jp/>）に特別徴収に関するQ & Aを掲載しています。年金受給者の方がインターネットをご利用可能であればぜひご案内ください。
トップページ⇒上部メニュー「年金Q & A」⇒「年金の受給」⇒「年金の受け取りに関する制度」⇒「各年金給付に関連する共通の情報」⇒「年金からの介護保険料などの徴収」

住基連動による死亡保留の業務スケジュールのお知らせ

(年金給付部)

<住基連動による死亡保留の業務スケジュールについて>

住基連動で死亡情報が確認できた場合の死亡保留の入力スケジュールについてお知らせします。

【業務スケジュール】

項目	年月	令和7年					
		4月	5月	6月	7月	8月	9月
各自治体での異動情報の入力		3/5～4/2までに死亡届を処理	4/3～5/6までに死亡届を処理	5/7～6/3までに死亡届を処理	6/4～7/2までに死亡届を処理	7/3～8/4までに死亡届を処理	8/5～9/2までに死亡届を処理
異動者情報照会 (日本年金機構⇄J-LIS)		3 9	7 13	4 10	3 9	5 12	3 9
受給者原簿更新 (死亡保留)		14 15	16 19	13 16	14 15	15 18	12 16
「未支給年金のお知らせ」 対象者情報抽出		30	30	30	31	29	30
「未支給年金のお知らせ」 発送日			19	16	15	18	16

(参考)

○令和7年5月の業務スケジュールの見方

各自治体で4月3日から5月6日までに入力された死亡の異動情報については、5月7日から5月13日の間で機構の受給者情報とJ-LISの情報を突合し、死亡情報が確認できた場合は、5月16日から5月19日に死亡保留処理（受給者原簿更新）が行われ、6月以降の振込は停止されることとなります。

その後、5月30日の「未支給年金のお知らせ」対象者情報抽出日の前日までに死亡失権が入力されなかった場合は、6月16日に「未支給年金のお知らせ」が死亡者の住所宛てに送付されることとなります。

年金委員とは

年金委員とは、**厚生労働大臣から委嘱**を受けて、政府が管掌する厚生年金保険や国民年金の事業について、**地域や会社内で啓発、相談、助言などの活動を行う方々**です。

日本年金機構の設立に伴い、年金制度について広く国民の皆様にも周知するとともに、年金制度への理解と信頼を深めていただく普及・啓発活動を行うために、日本年金機構法第30条に基づき、平成22年1月に設置されました。

年金委員は、「地域型」と「職域型」の2種類に区分されています。**地域型年金委員は、全国で約8,700人の方が委嘱され、主に自治会など地域で活動いただいています。**職域型年金委員は、約13万人の方が委嘱され、主にお勤め先で活動いただいています。

※年金委員の活動を行うための交通費などの経費については支払われますが、職務に対しての報酬は、機構法第30条第5項の規定により支払われません。

地域型年金委員の活動と協力のお願い

地域型年金委員の皆様には、主にご自身がお住まいの地域において、公的年金制度の普及・啓発活動や年金に関する各種手続きについて、相談、助言を行うとともに、必要に応じて年金事務所や市区町村の窓口を案内していただいています。

説明会、相談、広報に関する活動

- 町内会で年金委員として説明する時間をもらい、周知活動を実施。
- 市営図書館や公民館等の受付に、年金に関するパンフレットを設置させてもらうなどの広報活動の実施。
- 周辺の世帯に対して、年金のチラシを配布したり、自治会の掲示板へポスター貼付を依頼。



その他委員の活動例

- 民生委員と年金委員を兼務していることから、民生委員の地区会議等で年金に関する広報誌の配布や説明をし、母子家庭に対する免除申請等の周知活動を実施。
- 自分が勤務していた学校の生徒に対して、年金に関する啓発、学生納付特例制度の紹介や相談対応を実施。

年金委員活動への協力のお願い

市区町村で所管する施設等に、地域型年金委員の方々から年金制度に関するポスター・リーフレットの設置依頼があった際には、ご協力いただきますようお願いいたします。なお、地域型年金委員は、厚生労働省が発行する顔写真付きの身分証明書（年金委員証明書）を所持しています。



日本年金機構における活動支援

年金委員の皆様が安心して活動できるよう本部及び年金事務所ごとで定期的に研修会を開催し、年金制度全般から実務に近い内容など幅広く実施しています。

また、研修会を通じて他の委員と交流し、具体的な活動事例を共有するなど情報交換を行っていただいております。

さらに、長年にわたる活動の功績は、厚生労働大臣や日本年金機構理事長等からの表彰の対象となり、毎年度多数の方が表彰されています。

～年金委員研修・年金委員連絡会の様子～



地域型年金委員推薦のお願い

地域型年金委員は、自治会や地域で活動することにより、**地域住民と年金事務所や市区町村を結ぶパイプ役として、また、地域における相談支援のネットワークとの連携など重要な役割を担っていただいています。**

国や市区町村等の職員として年金事務に従事したことがある方、現に自治会長、民生・児童委員または社会保険労務士である方、その他過去に年金委員（社会保険委員および国民年金委員を含む）として委嘱されていた方などへ、**ぜひとも推薦の案内をしていただきますようお願いいたします。**

参考までに、年金委員推薦書及び案内チラシを次頁以降に掲載しておりますので、ご確認いただき、地域型年金委員の推薦・周知にご協力をお願いいたします。

なお、年金委員推薦書や案内チラシについては、管轄の年金事務所の総務（調整）課にお問い合わせください。

日本年金機構ホームページでは、年金委員の方、年金委員を検討している方向けの専用ページ（年金委員通信）を設けています。ぜひご覧ください。

「年金委員通信」ページ

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/nenkiniintsuushin.html>



年金委員推薦書(地域型)

(フリガナ)		生年月日(和暦)		性別	男・女
氏名		年 月 日			
住所		〒			
職業等		連絡先 電話番号			
推薦理由					
日本年金機構 年金事務所長 殿 上記の者を年金委員として推薦します。 令和 年 月 日 推薦元市町村・団体等所在地 〒 推薦元市町村・団体等名称 代表者等氏名 電話番号					

※ 推薦書には、年金委員証明書に貼付するための被推薦者の顔写真(縦3.0cm×横2.4cm)を同封してください。また、写真の裏面には氏名を記入してください。

【参考】「年金制度のご案内」チラシ（見本）

【オモテ】

地域型令和6年度版

年金委員制度のご案内

市区町村、団体の皆さまへ

年金委員は、公的年金に関する国や日本年金機構のサポーターとして、公共サービスの一翼を担うものです。

『**地域型**』年金委員は、地域住民の「こんなときに何をしたらいい？」といった疑問や相談に答えたり、必要に応じて年金事務所や市区町村の窓口を紹介するなど、地域と制度のパイプ役を担うことが期待されます。

◆全国の年金事務所では、定期的に年金委員を対象とした研修会を開催し、制度改正事項などをお伝えしています。また、日本年金機構本部（東京）も、毎年1回、リモートによる全国年金委員研修会を開催します。

◆平成25年度より、「年金委員功労者厚生労働大臣表彰」制度が開始されました。受賞者は、厚生労働省ホームページに掲載されます。

1. 年金委員とは

年金委員とは、厚生労働大臣から委嘱を受けて政府が管掌する厚生年金保険および国民年金の事業について、会社や地域で啓発、相談、助言などの活動を行う方々です。

年金委員は、活動する区域によって『**職域型**』と『**地域型**』の2種類に区分されています。『**職域型**』は主に厚生年金保険の適用事業所内で、『**地域型**』は自治会など地域において活動していただきます。

2. 年金委員制度の概要

年金委員は、公的年金制度について、広く国民の皆さまに周知するとともに、制度への理解と信頼を深めていただくよう普及・啓発活動を行うために設置されました。

〔**地域型**〕市町村や団体から推薦いただいた方であって、令和6年3月末時点で、全国で約8,700人の方が地域型年金委員として委嘱されています。

〔**職域型**〕厚生年金保険の適用事業所のうち、常時300人以上の被保険者がいる事業所には2名以上、300人未満の事業所には1名以上の設置をお願いしています。令和6年3月末時点で、全国で約13万人の方が職域型年金委員として委嘱されています。

【参考】「年金制度のご案内」チラシ（見本）

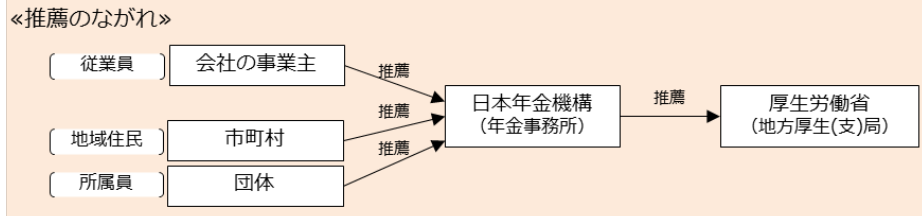
【ウラ】

3. 年金委員になるには

年金委員は、社会的信望があり、かつ、政府管掌年金事業の適正な運営について理解と熱意を有する者として推薦があった者に対し、厚生労働大臣が委嘱します。

【日本年金機構法第30条】

年金委員は、『職域型』の場合は会社の事業主、『地域型』の場合は市町村や団体からの推薦を受け、日本年金機構から厚生労働省へ推薦します。



地域型年金委員の推薦にあたっては、原則として国または地方公共団体等の職員として年金事務に従事したことがある者または現に自治会長、民生・児童委員または社会保険労務士である者、その他過去に年金委員（社会保険委員および国民年金委員を含む。）として委嘱されていた者とされています。

4. 推薦の方法

地域型年金委員の推薦方法は、市(区)役所や町村役場もしくは団体が「年金委員推薦書（地域型）」を管轄の年金事務所へ提出していただくこととなります。

※様式は、日本年金機構ホームページ「年金委員通信」からダウンロードできます。

年金委員に関するQ&A

Q：年金委員に報酬は支払われますか？

A：報酬は支払われません。ただし、活動を行うための交通費などの経費については支払われます。

Q：年金委員の研修はありますか？

A：全国の年金事務所で定期的に研修会を実施しており、公的年金制度や新たな制度改革事項といった情報を直接日本年金機構から得ることができます。

また、研修会を通じ、他の委員の方々との交流が持てるといった意見もありました。

さらに、長年にわたる活動の功績は、厚生労働大臣からの表彰の対象となります。

制度の趣旨をご理解いただき、
ぜひ年金委員の推薦をお願いします。

※お問い合わせは、管轄の ●●年金事務所（999-999-9999）まで
ご連絡をお願いします。

障害年金講座

第 45 回 !

障害年金センター

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

「障害年金講座」コーナーでは、市区町村の皆様方向けに、障害年金に関する窓口事務での注意点やよくある返戻事例等、さまざまな情報をお届けしております。

毎号、市区町村の皆様方の日々の業務にお役立てできるよう努めてまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

さて、今回のテーマは、**障害認定日について** です。

かけはし第49号（平成30年3月）、かけはし別冊（令和5年5月＜基本事項＞）におきましても同様のテーマを掲載しておりますが、照会が多く寄せられているテーマですので、追加事項を含め再度掲載します。なお、追記した事項については**青字**とさせていただきました。

（１）障害認定日とは

障害認定日とは請求する傷病の初診日から起算して1年6月を経過した日又は1年6月以内にその傷病が治った場合においては、その治った日（その症状が固定し、治療の効果が期待できない状態に至った日を含む。）とされています。

「傷病が治った場合」とは、器質的欠損若しくは変形又は機能障害を残している場合は、医学的にその傷病が治ったとき、又はその症状が安定し、長期にわたってその疾病の固定性が認められ、医療効果が期待し得ない状態に至った場合をいいます。具体的には、次の（２）表の「障害認定日」が初診日から起算して1年6月を経過した日より前である場合は、その日を障害認定日とします。なお、表以外の場合でも、障害認定基準に記載されている「傷病が治った場合」に該当すれば、初診日から起算して1年6月を経過した日より前に障害認定日として認定されます。

また、20歳前の未加入期間に初診日がある場合は、初診日から起算して1年6月を経過した日が20歳前の場合は20歳に到達した日、20歳後の場合は1年6月を経過した日のことをいいます。

(2) 初診日から起算して1年6月を経過する前に 障害認定日として取り扱う事例

診断書	傷病が治った状態	障害認定日	障害等級の目安
聴覚等	喉頭全摘出	喉頭全摘出日 (※1)	2級
肢体	人工骨頭、人工関節を挿入置換	挿入置換日	上肢3大関節又は下肢3大関節に人工関節を挿入置換した場合、原則3級 (※2)
	切断又は離断による肢体の障害	切断又は離断日 (障害手当金は創面治癒日) (※3)	1肢の切断で2級、2肢の切断で1級、 一下肢のショパール関節以上で欠くと2級、 リスフラン関節以上で欠くと3級
	脳血管障害による機能障害	初診日から6月を経過した日以後 (※4)	
呼吸	在宅酸素療法	開始日 (常時使用の場合)	3級 (常時 (24時間) 使用の場合)
循環器 (心臓)	人工弁、心臓ペースメーカー、 植え込み型除細動器 (ICD)	装着日	3級
	心臓移植、人工心臓、補助人工心臓	移植日又は装着日	1級 (術後の経過で等級の見直しがある)
	CRT (心臓再同期医療機器)、 CRT-D (除細動器機能付き心臓再同期医療機器)	装着日	重症心不全の場合は2級 (術後の経過で等級の見直しがある)
	胸部大動脈解離や胸部大動脈瘤 により人工血管 (ステントグラフトも含む) を挿入置換	挿入置換日	3級 (一般状態区分が「イ」か「ウ」の場合)
腎臓	人工透析療法	透析開始日から起算して3月を経過した日 (※5)	2級
他	人工肛門造設、尿路変更術	造設日又は手術日から起算して6月を経過した日 (※5)	左記のいずれか1つで3級
	新膀胱造設	造設日	3級
	遷延性植物状態	状態に至った日から起算して3月を経過した日以後 (※6)	1級

(※1) ～ (※6) の詳細については、次ページ以降をご参照ください。

前ページ（２）表の事例に該当する場合は、原則※、診断書の治った日の記載にかかわらず、事例に該当した日を障害認定日とします。例えば、ひざ上で足を切断し、診断書に「傷病が治っていない場合・・・症状がよくなる見込 無」と記載されていたとしても、切断日を障害認定日とします。

※脳血管障害による機能障害と遷延性植物状態については、医学的観点から、それ以上の機能回復がほとんど望めないと認められた日を確認するため、治った日の記載が必要です。

※1 喉頭全摘と類似している喉頭亜全摘の場合は、障害認定日とはなりません。
また、咽頭（いんとう）全摘も、障害認定日とはなりません。
なお、喉頭全摘した場合は原則、永久固定となります。

※2 人工関節又は人工骨頭を挿入置換した場合は、診断書の内容によっては、障害等級の目安より上位等級となることがあります。（16ページの資料①「人工関節または人工骨頭をそう入置換した方の障害状態が悪化した場合の障害認定（想定事例）」参照。）
肘関節については、上腕尺骨関節に人工関節を挿入置換した場合は3級に該当します。（17ページの資料②「肘関節の人工関節挿入置き換えの取り扱い」参照。）

※3 骨の部分から切り離された状態を「切断」、関節部分から切り離された状態を「離断」といいます。
指の切断又は離断による障害の程度を認定する時期（本来の障害認定日より前）は、3級以上に該当する場合は、切断又は離断した日ですが、障害手当金と旧法については、創面が治癒した日になります。ただし、手当金相当の切断と機能障害が混在する場合は、本来の障害認定日となることがあります。

※4 脳血管障害により機能障害を残しているときは、初診日から6月経過した日以降※に、医学的観点からそれ以上の機能回復がほとんど望めないと認められるときに認定されるため、請求すれば必ず認められるものではありません。

なお、症状が固定していないと認定されて不支給となった場合も、初診日から起算して1年6月を経過する前に症状が固定した場合は、改めてその症状固定した日を障害認定日として障害認定日請求を行うことが可能です。

※初診日から6月を経過するまでは症状が固定しているとは認められません。

※ 5

初診日から起算して1年6月を経過する前でも、人工透析療法の場合は透析開始日から起算して3月経過した日、人工肛門造設又は尿路変更術の場合は、造設日又は手術日から起算して6月経過した日を障害認定日として請求することができます。

※ 6

「遷延性植物状態」の診断基準は、次の①～⑥に該当し、かつ、それが3月以上継続しほぼ固定している状態のことをいいます。遷延性植物状態（障害認定日）の起算日は、診断基準の6項目に該当した日になります。遷延性植物状態の診断が確定してから3月を経過した日ではありません。

＜植物状態の診断基準の6項目＞

- ①自力で移動できない
- ②自力で食物を摂取できない
- ③糞尿失禁をみる
- ④目で物を追うが認識できない
- ⑤簡単な命令には応ずることもあるが、それ以上の意思の疎通ができない
- ⑥声は出るが意味のある発語ではない

人工関節または人工骨頭をそう入置換した方の障害状態が悪化した場合の障害認定(想定事例)

【障害認定基準より一部抜粋 ～第1 上肢の障害 2 認定要領(1)コ より～】

コ 人工骨頭又は人工関節をそう入置換したものについては、次により取り扱う。

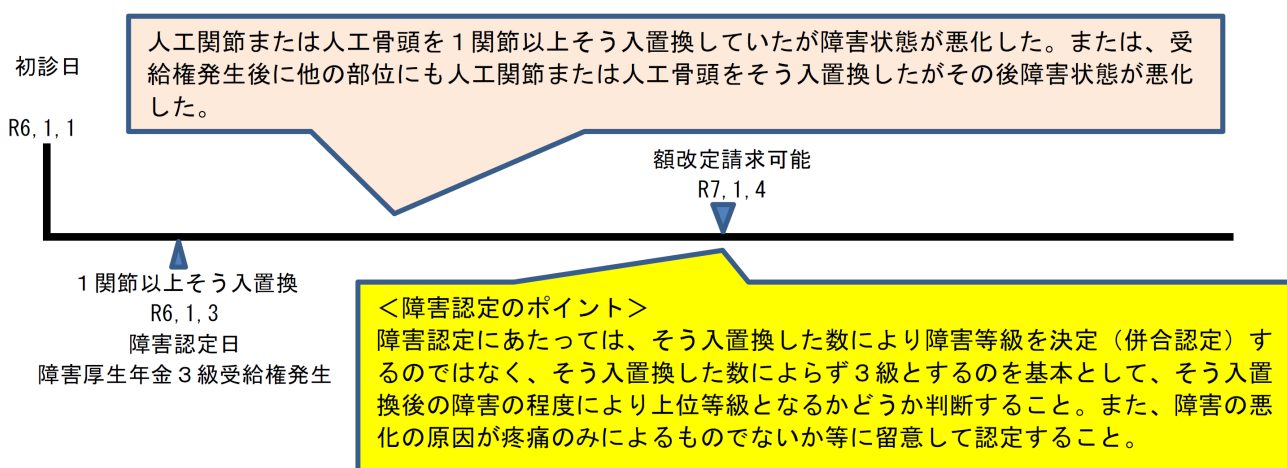
(7) 一上肢の3大関節中1関節以上に人工骨頭又は人工関節をそう入置換したものや両上肢の3大関節中1関節以上にそれぞれ人工骨頭又は人工関節をそう入置換したものは3級と認定する。

ただし、そう入置換してもなお、一上肢については「一上肢の用を全く廃したもの」程度以上に該当するとき、両上肢については「両上肢の機能に相当程度の障害を残すもの」程度以上に該当するときは、さらに上位等級に認定する。

(イ) 障害の程度を認定する時期は、人工骨頭又は人工関節をそう入置換した日(初診日から起算して1年6月を超える場合を除く。)とする。

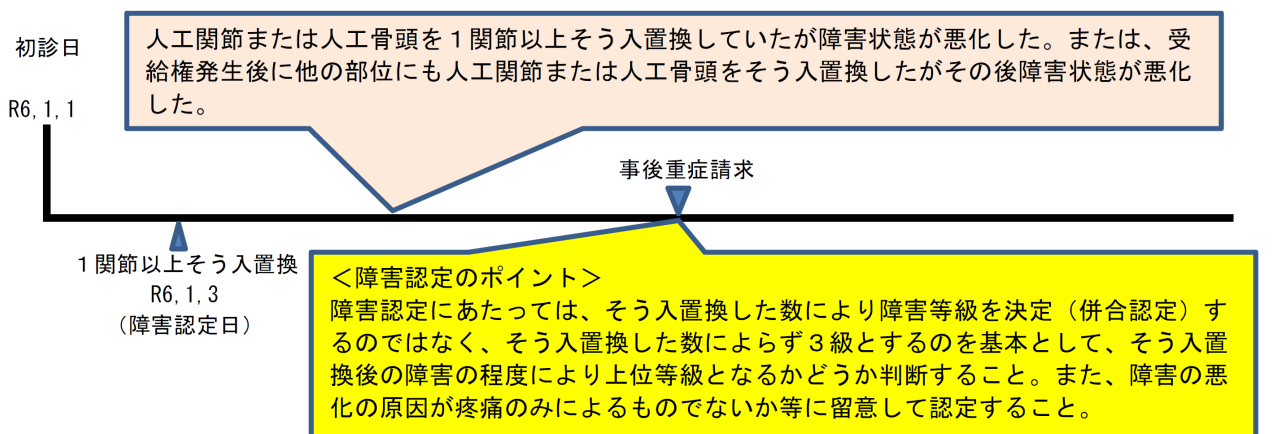
<想定事例：障害厚生年金の認定の場合>

○障害認定日による障害厚生年金3級と額改定請求(同一傷病による場合)



<想定事例：障害基礎年金の認定の場合>

○事後重症(同一傷病による場合)

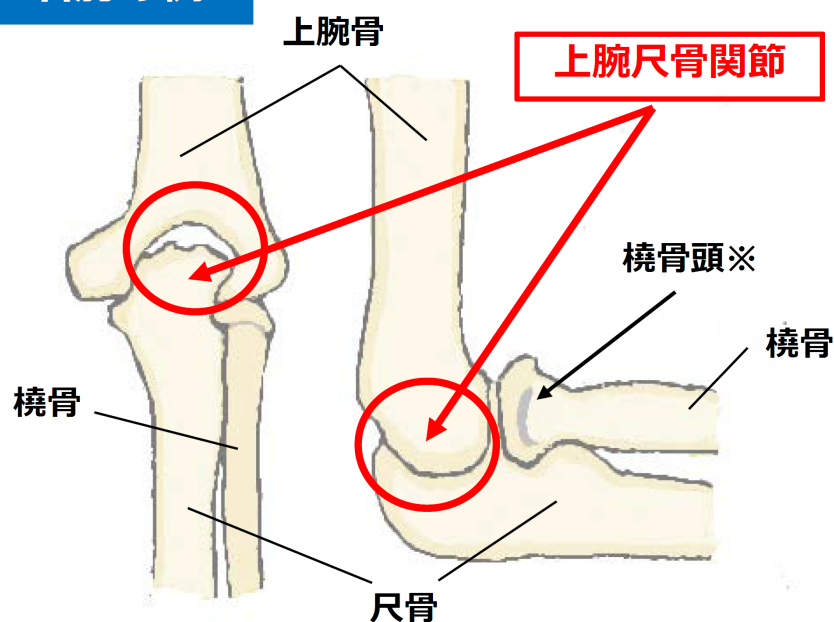


肘関節の人工関節そう入置換の取扱い

障害の程度

肘関節については、上腕尺骨関節に人工関節をそう入置換した場合は、3級に該当します。

右肘の例



後ろから見た図

外側から見た図

※ 上腕橈骨関節の橈骨頭に人工骨頭をそう入置換した場合は、障害認定基準（3級）に該当しません。

* 肘関節は、上腕骨、尺骨及び橈骨の3本の骨により構成されていますが、肘の屈伸の主体である上腕尺骨関節の人工関節そう入置換が3級に該当します。

障害の程度を認定する時期（障害認定日）

上腕尺骨関節に人工関節をそう入置換した日

※初診日の1年6か月後を超えて、そう入置換した場合は、初診日の1年6か月後の日

地域の独自情報

編集後記

新年度が始まりましたね。本号から「かけはし」の編集担当となりました。市区町村の皆さまと機構の「かけはし」となるよう努めてまいります。
皆さまのご意見とご要望をいただきながら、様々な情報を提供していきたいと考えています。
今年度も、どうぞよろしくお願いいたします。